

# ストップ！税の滞納

## 納期限内の納付にご協力ください

市税や介護保険料などの公租公課には、それぞれ納期限が設けられています。

納期限後20日以内に督促状を発送し、10日を経過した日までに完納されない場合、滞納者の財産を差し押さえなければならぬと法律で定められています。

先々の広報7月号に掲載した税の特集では、本市の滞納の現状と市税等徴収対策室についてご紹介しました。

今回は、財産の中でも身近な給与・生命保険の差し押さえと延滞金について取り上げます。

### 給与と差し押さえの重み

滞納者の給与を差し押さえる場合、滞納者に連絡することなく勤務先に給与の支払い状況を照会します。このことにより、滞納者が市税などを滞納していることが勤務先に知られます。

照会した結果、差し押さえを行うことが決定すると、勤務先に滞納者の給与を差し押さえることを通知し

ます。以降、滞納者の給与から強制的に差し押さえた金額が徴収され、市に対し支払いが行われます。この金額は、滞納市税へ充当されます。なお、この取り立ては滞納市税が完納になるまで毎月続きます。

### 生命保険に対する差し押さえ

日常生活において、病気やけが、死亡など、私たちの身の回りにはさまざまなリスクが存在しています。生命保険はこのようなリスクにより生じる経済的損失に備えるための生活保障制度といっても過言ではありません。

大半の方は、収入から月々の生活設計を立て、税金を支払った上で生命保険や各種ローンなどを支払われています。

しかし、中には生命保険や各種ローンは毎月支払っているにもかかわらず、税金の支払いが滞っている滞納者がいます。これでは、誠実に税金を納めておられる方々との公平性が保たれません。



そこで、市では各保険会社に契約状況などを照会し、該当する保険契約があれば、その保険契約に対し、差し押さえを行っています。差し押さえにより直ちに保険契約が解除されるわけではありませんが、納税方法についての相談や法の定める期間までに滞納市税が完納されない場合は解約権を行使し、解約返戻金（終身生命保険や養老保険を途中で解約した場合、解約時に戻ってくるお金のこと）を滞納市税などに充当することとなります。



このように、市税などを滞納していると社会的信用を失うだけでなく、これまで積み上げてきた大切な財産を失うなど、不利益しか生じません。納め忘れの市税などはごさいませんか？お手元の領収証書などを確認していただき、まだ納めておられない場合は、早急に納付していただきますようお願いいたします。

### 差し押さえ件数の増加

差し押さえ件数は年々増加しています。また、差し押さえた財産を滞納市税などへ充当した額も本年4月7月までの4カ月間で900万円近くになっており、既に昨年度の充当金額である620万円余りを大きく上回っています。（前ページ下の表）これは、滞納に対する取り組みを強化しているためです。

納期限内に納税していただいている方々との公平性と、市民の皆さんの生活を支えるために必要な財源を確保するため、今回の特集で紹介しました給与や生命保険に対する差し押さえをはじめ、預貯金、動産、不動産などの差し押さえを一層強化していきます。

なお、病気や失業などのやむを得ない事情により、納期限内の納付が困難な場合は、お早めに下記までご連絡ください。

### 延滞金とは？

市税などの公租公課を納期限までに納めなかった場合、その遅延した本税（料）額に、納付した日までの期間に応じた延滞金が加算して徴収されます。

延滞金の計算方法については、納期限後1カ月以内は、

$$\text{税額} \times \text{年} 7.3\% (\ast) \times \text{延滞日数}$$

### 延滞金計算の具体例

平成23年度市県民税第1期分（納期限が平成23年6月30日まで）の税金50,000円を平成23年9月16日に納めた場合、次のように延滞金が増加されます。

- ① 7月1日～7月31日までの31日間の計算  
 $50,000 \text{円} \times 0.043 \times 31 \text{日} \div 365 \text{日} = 182.60 \text{円} \rightarrow 182 \text{円} \cdots \text{A}$   
（特例基準割合で計算した延滞金に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）
  - ② 8月1日～9月16日までの47日間の計算  
 $50,000 \text{円} \times 0.146 \times 47 \text{日} \div 365 \text{日} = 940 \text{円} \cdots \text{B}$
- ※ A + B = 1,122円 → **1,100円が納付時に加算される延滞金額です。**  
（算出時に100円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）

の延滞金が増加され、納期限後1カ月を超えると、  
**【税額×年14.6%×延滞日数】**  
 の延滞金が増加されることとなります。  
 ※納期限の翌日から1カ月以内は年7.3%の割合（前年11月末現在の日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められている商業手形の基準割引率（平成23年中は年0.3%）+年4%の割合が、7.3%に満たない場合はこの割合）で計算します。

## 市税などのお支払いは、口座振替が便利です！

一度ご契約いただければ、あなたの指定した口座から自動的に納税される便利な制度です。

- 便利です … 納期ごとに、金融機関などへお出かけいただく手間がなくなります。
- 確実です … うっかり納め忘れることがなくなり、記録が残ります。
- 安全です … 納税のために、現金を持ち歩く必要がなくなります。



- 口座振替ができる金融機関
- 北陸銀行
  - 富山第一銀行
  - 富山銀行
  - にいかわ信用金庫
  - 北陸労働金庫
  - アルプス農協
  - 富山県信漁連
  - ゆうちょ銀行

手続きに必要なもの 通帳、通帳の届け出印  
 申込み先 預金口座のある金融機関または税務課4番窓口

### 平成23年度 市税などの納期一覧

| 月   | 納期限          | 固定資産税 | 市県民税(普徴) | 軽自動車税 | 国民健康保険税(普徴) | 介護保険料(普徴) | 後期高齢者保険料(普徴) |
|-----|--------------|-------|----------|-------|-------------|-----------|--------------|
| 9月  | H23.9.30(金)  |       |          |       | 3期          | 3期        | 3期           |
| 10月 | H23.10.31(月) |       | 3期       |       | 4期          | 4期        | 4期           |
| 11月 | H23.11.30(水) |       |          |       | 5期          |           | 5期           |
| 12月 | H23.12.26(月) | 3期    |          |       | 6期          | 5期        | 6期           |
| 1月  | H24.1.31(火)  |       | 4期       |       | 7期          |           | 7期           |
| 2月  | H24.2.29(水)  | 4期    |          |       | 8期          | 6期        | 8期           |
| 3月  | H24.4.2(月)   |       |          |       | 9期          |           |              |

※普徴とは、普通徴収の略で、口座振替または市から送付する納税通知書（納付書）により、市役所会計課窓口、市の指定金融機関窓口で直接納めていただく制度です。

問合せ先 税務課納税担当（内線231または232）

### 年度別差し押さえ件数の内訳

| 区分            | 預貯金 | 給与 | 生命保険 | 国税還付金 | その他債権 | 動産 | 不動産 | 合計 | 滞納市税などへ充当した金額 |
|---------------|-----|----|------|-------|-------|----|-----|----|---------------|
| 平成19年度        | 4   | 0  | 0    | 2     | 0     | 0  | 0   | 6  | 205,836円      |
| 平成20年度        | 12  | 0  | 1    | 14    | 3     | 0  | 0   | 30 | 1,257,085円    |
| 平成21年度        | 39  | 0  | 2    | 10    | 1     | 0  | 0   | 52 | 6,287,379円    |
| 平成22年度        | 44  | 0  | 4    | 15    | 1     | 0  | 0   | 64 | 6,210,188円    |
| 平成23年度(4～7月分) | 38  | 0  | 5    | 0     | 4     | 0  | 0   | 47 | 8,968,775円    |